

平成30年第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第93号

平成30年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年9月3日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第3回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成30年9月6日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

4番 京 兼 愛 子	5番 竹 林 昌 秀
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章	議会事務局課長補佐 平 田 友 彦
----------------	-------------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常 包 英 希	住民生活課長	細 原 敬 弘
福祉保険課長	佐 喜 正 司	会計管理者	東 原 浩 史
健康増進課長	久保田 純 子	建設土地改良課長	池 田 勝 正
農 林 課 長	森 末 史 博	琴南支所長	萩 岡 一 志
仲南支所長	見 間 照 史	教 育 次 長	脇 隆 博
学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	松 下 信 重
地籍調査課長	岸 本 広 宣	税務課課長補佐	黒 木 正 人

○田岡秀俊議長 おはようございます。

執行部税務課長、池下尚治君欠席のため、税務課課長補佐、黒木正人君が出席しておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、京兼愛子さん、5番、竹林昌秀君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 それでは、通告に従いまして、1番目の質問に入ります。私はいつも申しますように、やろうと思えばできないことはないけど、難しく考えれば非常に難しい。また、簡単に考えれば簡単であるというような状況と、最近、やはりマスコミなんかテレビとかでコメンテーターの話の中に出てきとる問題でございます。

まず1点目として、地域限定の運転免許証について。これは、今回、たしか3回目だと思います。達成できるまでやるのが私の性格でございますので、御容赦願いたいと思います。

地域制限（時間帯を含む）免許証の公認は、今、既に必要となっておる。本町発信として強力に理解を求めたい。非常に難しい問題と思うが、やれないことはないと思います。これについて、総務と企画とにお願いしてありますけど、まず総務課長のほうからでも町長からでもどちらからでも結構です。お願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員の1番目の質問は、地域限定の運転免許証についてでございます。

平成29年中の全国における交通事故死者数は3,694人で、統計が残っております昭和23年以降最少となりました。

また、香川県内で発生した交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数ともに前年より大きく減少し、特に死者数は48人と、昭和25年以来、67年ぶりに40人台となりました。

しかし、まんのう町においては、発生件数、負傷者は前年よりいずれも減少いたしましたが、死者数は昨年の4月に3人の方が亡くなり、前年より1人増加いたしております。

昨年の香川県下の交通死亡事故では、高齢者の被害、交差点での発生などが大幅に減少しましたが、従来からの特徴であります交通事故死者に占める高齢者の割合は、いまだに6割近くと高い割合を占めています。

まんのう町におきましても、交通事故で亡くなられた3人のうち2人が高齢者であり、高齢者による事故が後を絶ちません。

さらに、近年では高齢者が事故の被害者だけでなく、加害者になるケースもふえております。例えば、ことしの1月30日の夕方、岡山県赤磐市の県道で集団下校中の小学生の列に車が突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい事故がありました。事故は、乗用車を運転していた70代の高齢者がアクセルとブレーキを踏み間違えたのが原因となって引き起こしたものでございます。

このような高齢運転者による交通事故の増加を背景に、昨年の3月12日より改正道路交通法が施行され、高齢者の認知症対策が強化されました。

まんのう町としても、交通関係機関や団体等と連携した交通安全意識の高揚を図るための交通安全教育や広報啓発活動、交通事故の起きにくい交通環境の整備など、総合的な交通事故抑止対策を深化させ、継続的に推進いたしております。

御質問の地域限定の免許証につきましては、警察庁での有識者会議の中で、加齢に伴う身体能力の低下の課題の中で、高齢運転者に対して交通事故防止のための制限として議論がなされております。

有識者会議では、中長期的な課題として、時間、道路、車両等に関する限定条件つき免許の導入や、それによる高齢運転者の安全運転を継続させながら、運転免許証の自主返納等へつなげるステップとできるのではないかなどの意見がございました。

しかし、今後の方策として、限定条件つき免許につきましては、現状認められております高齢運転者の権利を制限するものであるため、各種限定条件による交通事故防止の効果を明らかにした上で、社会的受容性を踏まえて慎重に検討すべきとの提言がなされております。

本件につきましては、今後の調査研究で検証の動向を見ながら、法制度改正に向けて対

応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 前回とは大分前進した、踏み込んだ答弁をいただきました。ありがとうございます。これを3回、4回、5回と出すうちに、必ずやできると思います。

町長が申しましたように、高齢者に対する適性検査の云々というのは、既に各自動車学校で70歳以上には適性検査、認知症検査、それから視力検査、機敏なる反応検査をやっております。それをパスしないと免許証はいただけません。ですから、私が申しましたように、地域において、住みなれた町、住みなれた地域をエリアとして、それも時間帯を含むというのは、朝のラッシュ時、夕方のラッシュ時は省くと。夜中も省く。昼の9時ぐらいから3時ぐらいまでの一番ウイークポイントを利用して、買い物へ行くなり病院に行ったりする。そういう点で、また、その場合の車種の限定も、やはり高速が出る大型車より、一番小さい軽四の馬力の少ない車において、エリア限定、町内限定というのを協議して決めていただくと。そうすることによって、免許返納、免許返納、免許返納をした場合の後のフォローをどうするかというのは、商品券をつけるとか、デマンドタクシーを1年間無料にするとかいうふうになっております。

例えば、御夫婦で買い物に出た場合に、奥さんが免許を持って、旦那さんが持っていない場合もあります。奥さんが返納すれば、2人分になります。2人分で1人は免許返納で云々のフォローがありますが、旦那さんのほうはフリーになりますから、もちろんデマンドタクシーで料金も発生しますし、1人では買い物に行けないから、2人で行くというような非常に難点も出ております。

そういう中で、やはり私が申しますように、地域エリア限定付きの時間帯を設けた、住みなれた町、住みなれた地域で運転をする。エリア内で病院と買い物ぐらいはできるはずです。ですから、町外に出るとか、バイパスを走るとか、高速を出るとというのは制限を出して、非常にその制限の枠内を設けて、また、その目印となる車の色とか何かマークを、初心者マーク、高齢者マーク云々、ああいうマークをつけるのも非常に難点があると思いますが、これはやはり上層部の知恵者の限りでやろうと思えば、できないことはありません。

最近、叫ばれているように、厚労省が障害者を雇いなさいといって、その本家本元がごまかしとる。こういうような役人さんを常にずっと頼りつつたんでは、地方は、町長さん、寂れてしまいますよ、我々地方は。地方のことを考えると、本当に微に入り細に入り地域の田舎の現状を考えていただかないと。過疎の拍車をかけていく、これはやはり役人さんが全部やっとするわけです。我々はもう目の前、高齢者の域に入っとなるわけなんですけど、小さい車でもええ、限定つきで、地域のエリアを時間帯によって許認可いただくような制度になれば、非常に買い物、それから個人的な用事にしてでも便利でないかなと思っております。

それと、前々から申しましたように、先ほど町長さんが言われましたように、岡山のほ

うで痛ましい小学生の事故というのがありましたけど、交差点の事故が一番多いのですから、四条交差点の、前々から私が何回も、もうこれで7回も8回もお願いしてあります。あの交差点が一番交通量が多くて、生徒数の通学数が多いわけですから、あそこをスクランブル信号にしてくれといっても、まだ実現しておりません。上層部へどれだけ進言したかどうか。県知事さんにお会いしたら、県知事さんはゴーサインは出してあるけど、まだ現場が動いておりません。ある方に言わせると、交通量が多いからできないんだというけど、交通量が多いからやるんですよ、逆に、それと生徒数が。それも生徒さんが通うのは朝の7時半から8時過ぎまでです。わずか40分ぐらいの間、帰りは多少ばらつきがありますが、その間は学校の先生が信号機のところで補助をしております。そういう中で、今、大きな事故に至っておりませんが、起きてからでは遅いです。

それとまた、土日祭日には、高齢者関係の集いとかいうので、農改センターをたくさん使っております。片方の四条の公民館の前の駐車場において渡る場合にも、やはり非常に危ないです。あそこをスクランブル信号にさせていただいて、歩行者は歩行者だけ、あとの車両は東西南北全部ストップして、わずか30秒か40秒ぐらいの時間で渡れると思います。それができないものか。これもやろうと思えばできるし、やらないと思えばできません。機械の操作でできるそうです。時間差によって赤と青と分別をやればできるそうです。

そういう中を踏まえて、やはり事故の減少をやると。ただ免許返納、免許返納、高齢者になったら免許返納、それだけで終わる問題ではないと思います。

この間も、二、三日前ですか、ある高齢者の方が、免許返納した3日後に事故を起こしとったと。そういうようなケースもありますので、免許返納とその限度を考えるのに非常に難しい問題があると思いますけど、本町発信して、何とかまんのう町がモデルケースとしてやってみると。やってみて悪ければ、また戻せばええ。役人さんは一遍やったもんを戻すことは非常にプライドをかけてなかなか言うことを聞きません。やってみても悪かったら、即、協議して変更すればええことであって、その点について、町長として、うちの町はそんなによそから見て笑われるようなことはしたくない、それとも先発としていっちょやってみるかというかたい将来に対しての決意をお願いしておきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

時間帯を区切った免許証の制限ということでございますが、これがまんのう町だけで単独でできるかどうかというような問題もありますので、十分検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 できるかどうかといえ、それは難しいでしょう。難しいからお願いしとるんであって、どこでもやってない、まんのう町発信ということでお願いしとるということをやっております。

この次の2番目のデマンドタクシーだって、これなんかも四国で本当に1番か2番目ぐ

らい、県内ではまんのう町で、今、やっとなところも非常に少ないです。ただ、これも賛否両論がありますけど、これを使っている高齢者の方は非常に喜んでおります。ただ、時間の問題があるので、これは2番目の質問でさせていただきますけど、まずやはり上層部にかけ合って、モデルケースとしてやって、そこへ十分な補助金を出してくれと、モデルケースですから。それが二番手、三番手になると補助金も出ないと思います。やってみてダメな場合はだめでまた別の方法を考える。まずやってみるということで、強力に、町長、強力にやってみると。ダメな場合はだめでいいじゃないですか。県にアタックして、県の公安委員会とすれば。時間制限なんかも、スピードの制限云々だって、こんなところ60キロにせんでもええがなと思ったら、60キロのフリーにやっております。これなんかも町が決めるんじゃないくて、県のほうが決めるんやと思う。県はやっぱり、まんのう町の事情を知っとるのは、我々町民が一番内部の事情を知っとるわけですから、その人の意見を聞かんと、上からやってああじゃない、こうじゃないというのは、やっぱりいかなものかなと思うし、また、過疎の拍車をかけるような状態になっとるんじゃないですか、全てにおいて。土地問題にしろ、全てにおいて拍車をかけるようなもん。あれをしたらいかん、これをしたらいかん、現場を知らんもんが言っても、やっぱり話にならんですよ。そのところを、再度、お願いしておきます、強力に。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの再々質問にお答えいたします。

まんのう町で全国のモデルケースとして取り組んでみてはというようなお話でございます。ただ、実際にその適用を受けるのはまんのう町の町民である高齢者の方でございますので、高齢者の方の意見も十分お聞きいたしまして検討していきたいと思っております。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 同じ質問になるけど、ええ、町長さん、ポイントをついてくれました。高齢者の方に聞いての話でこれを持ってくるんです。ただ単に1人で単独で夢物語でないです。たくさんの人に聞きました。それやったら非常に助かると、時間帯を設けるとわけですから。それと、やっぱり自分の地の利が一番得とるわけですから。どこから車が飛び出てくる、どこからどうなっとる、この先は何があるというのは、皆、熟知しとるわけですから。高齢者からの話が出とるんです。免許返納も考えて、デマンドタクシーの1年間の無償パスをくれとるというふうに、本当に泣かんばかりによろこんでる高齢者の方もおります、実際に。

次のステップとして、この地域限定の免許証というのは、高齢者の間の話を聞いての話で、私個人でないです。町長さんだってあと20年もすりゃ、高齢者の部類に入ります。私も高齢者に足を突っ込んだような状態ですから、いずれ、自分でつくって、先、有利な安心・安全に運転できるような組織をつくったらどうですか。そのことをお願いしとるんです。私単独で個人で考えたんやないです。皆さんの意見を、毎日、何十人といういろんな意見の方といろんな意見を交わしております。その中で、これはどうだろうかといっ

たら、ええ考えやのと。難しいけどやってみてくれんかというんでお願いしとるわけです。私個人の考えじゃないですよ。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

免許証を返納するよりは、ある程度、時間帯を区切って、スピードもある程度制限されるかもわかりませんが、それで夜は、高齢者にとって便利かなとは思います。

しかしながら、高齢者にとりますと、その時間帯しか運転できない、また、その地域だけしか運転できない、これで果たして高齢者の人の理解を得られるかどうかというのは、ちょっと私も甚だ疑問であるのかなというふうに思います。それであれば、まんのう町の住民、高齢者の方が皆さん申し合わせをして、よし、我々、例えば75歳以上の年齢のものは、昼間しか運転せんようにしようとか、まんのう町以外は乗っていかんようにするとかいうような申し合わせをするような形になるのではないかなと思いますので、その辺、またいろいろな意見を聴取したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 同じやりとりになりますけど、結局、デマンドタクシーだつてまんのう町エリアですから、これは高松でもどこでも乗っていけるんだつたら、別に関係ないですよ、まんのう町エリアですから。それに準じたものを地域エリアとして、申し合わせもそれはいいでしょう。ただ、申し合わせの場合だつたら、それがひょっと琴平へ用事があつたんで、善通寺に寄ってやとやり出したら、結局、野放しになってしまう。ただ、デマンドタクシーの場合は、昼間と土日は別で、時間帯を限ってやっております。それに準ずるものです。自主的に申し合わせいうたつて、自主的に申し合わせやったら免許返納せんでも、運転せんかつたら同じことですから、でしょ。その辺は難しいから、行政に頼むんであつて、すぐできるんだつたら、皆、します。これ、全国で初めてやと思うんです。これ、いっちゃやって、新聞でも上げてみてください。考えのつかん役人さんも目が覚めるでしょう。まんのう町発で、何ちゃ恥じることないです。できんかつたら、次のステップをまた考えたらいいいじゃないですか。ぜひとも強力に。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

デマンドタクシーはあくまでも町の住民へのサービスということでございます。それで日曜日、土曜日以外の運行をしておるわけでございまして、あくまでも免許証で制限がつくというようなことは、なかなかまんのう町民だけに限られるのかなというふうに思いますし、もしするとしたら、まんのう町の条例として、まんのう町の住民におきましては、限定付きの免許証にしますというようなことになろうかと思しますので、これは広く大勢の方々の意見を聞かなければ、なかなか我々だけで判断するというのは難しいと思いますので、十分今後いろいろ意見を聞きたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 これ以上言っても堂々めぐりになりますので、デマンドタクシーでも同じです。よそへ先駆けて、これも町確定で許認可をもらって、補助金をもらって運営しとるわけですから。この地域限定もうちがやって成功すれば、近隣町、皆、成功するでしょう、まねするでしょう。ただし、大阪とか名古屋、東京、都市部では無理ですよ。田舎の利不便性のあるところに限ってこれをやると。ですから、田舎のほうの有償白タクいうのも認可されとる場所があるでしょ、徳島へ行くとたくさん。有償で白タク、白ナンバーで有償、それも地域限定でできとるわけですから。あんなにも考えられんじやろうと。昔は白タクでやって、違反でようやられておりました。それもやっぱり民間になってやって、成功しておるわけですから。

もう一つ飛躍するなら、こちらはやっぱり免許証の分でやってみると、地域限定で。ただ町内だけだったら、買い物と病院だったら全部生活できるじゃないですか。ですから、大きな国立とか労災とか滝宮まで行く場合やったら、別の方法で行けばいいわけですから。最寄りの役場やったら役場まで行って、車を置かせてもらって、そこからバスに乗りかえになるし、電車に乗りかえたら何ぼでもできるわけですから、そういうこともできます。やっぱり考えれば、役人さんの皆さん、立派な知恵を持つとるわけですから、幾ら考えたって、金は要りません。御飯食べて、寝て、一杯飲んだら治るわけですから。金のかからない方法で私は言っとるわけです。大きな看板も要らないし。これは言っても堂々めぐりですから、町長さん、何とか考えてやってください。また、12月が目の前になってますから、だめだったら、また12月に同じこと出しますから、ぜひともお願いしておきます。町長、うなずいとるから、納得しとると思うので、これで、次、2番目。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 それでは2番目で、デマンドタクシーについてであります。

これでまず第一点として、病院なんかの待ち時間を調整できないかと。例えば、朝、8時半か9時に迎えに来てもらって、ある病院へ行ったら、次の時間が30分か1時間だったら、その間に診察を済ませてもらうことができます。これもやろうと思えばできるし、乳幼児の直接支払制度だって、なかなか頑張ったけど、最後にできました。非常に喜んでおります。住むんだったらまんのう町だと、そういうような声も聞いております。ですから、デマンドタクシーなんかでも、これ、県下で本当に少ないわけですけど、非常に喜んでおられます。わずか300円の金で、タクシー呼ぶと3,000円から4,000円のところ、一番近いところだったら五、六百元だったら、デマンドタクシー呼ぶよりかは福祉タクシーのほうが安いと。このエリアは前も委員会のときに申しましたように、そういう地域性があるわけなんです。

それで、この病院の待ち時間の調整について、我々議会側が言うのも非常に難しいですけど、町の執行部側が行ってお願いして、ある病院とある病院は、デマンドタクシーでおいでの方は、受け付けに申し出てください。次の時間を聞いて、それに間に合わせますと

いう利便性を図っていただいたところもあります。非常にお客さんが多いです。デマンドタクシーのお客さんも非常に多いそうです。やっぱりロコミで、皆、行きますから、デマンドタクシーに乗っとるもんが話すそうです。あるところの病院では、ほうられたら、今度、次は午後になると。午後になるまでは待てんのやと。買い物に行くんだったら、大きなスーパーまで行くのに、高齢者の足で１１分から１５分、暑いところを歩かないかと。あそこへ行けば、中でちょっと待合室があるので、パンと牛乳でも買って、待ち合いができるけど、そこへ行って、それがなかなか大変だというのがありますので、ぜひとも担当課長のほうに、この間、ちょっと個人的にお願いしてあるんですけど、それを直接担当課長に私が答弁というのはだめらしいですから、事務局で言わすと、町長から担当課長に、これ、町長が判断するほどの問題ではないと思う。担当課長で十分ですので、町長から担当課長をお願いします。

答弁を。

いやいや、だから町長から担当課長に言ってください。いかなのですか。

○田岡秀俊議長 最初は町長。

○三好勝利議員 最初だけ。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員さんの、デマンドタクシーの改善、病院の待ち時間などについての御質問にお答えします。

現在の現状では、まんのう町のデマンドタクシーは町内のタクシー会社３社にお願いし、各旧町区域内を運行エリアとする定時区域運行形態をとっており、満濃・仲南地区については１日７便、琴南地区については、移動距離が多いことから１日４便で運行いたしております。

各便の運行間隔は、満濃・仲南地区については１時間から１時間３０分、琴南地区につきましては２時間から２時間３０分となっており、予約は３０分前までをお願いしておりますので、予約のタイミングによっては、１時間から２時間ほど待ち時間が発生する可能性がございます。

御質問の、病院診察後、帰りの便までの待ち時間を改善するためには、大きく分けて二つの方法があると考えられます。

一つ目は、デマンドタクシーの増便等のインフラ整備により待ち時間を軽減する方法です。この実現のためには、各地区１台の運行では間に合わないため、車両の購入及び運転手の確保が必要となり、現在運行していただいております町内各タクシー会社との調整と、相当の整備費用を要することとなります。

また、通院につきましては福祉タクシー助成券事業もありますし、さきの３社に加えて「福祉タクシーきぼう」も対象事業者となっておりますので、そちらの営業に支障を来さない範囲での調整が必要となります。

二つ目は、診察をデマンドタクシーの運行時間に合わせて医療機関側で配慮をしていた

だく方法でございます。病院での診察は、緊急を要さない場合、受け付け順にて診察するのが一般的ですが、デマンドタクシー利用者用の診察枠を設けていただくなど、帰りの便に合わせて診察が終わるように配慮していただくことで、利用者のタクシーの待ち時間の軽減につながります。

この場合は、デマンドタクシーの運用の枠組みを超えて、各医療機関や関係団体との交渉や協力が必要であるとともに、デマンドタクシーを利用者していない受診者の御理解をいただくことが不可欠となります。懸念材料といたしましては、御協力いただける医療機関と、そうでないところの経営面に与える影響や、デマンドタクシーの利用者が多い医療機関の受診患者が、この配慮により混乱を来さないように慎重に懲慚していく必要があると考えております。

本町がデマンドタクシーを導入した経緯は、御存じのとおり、現在ある資源を効果的に活用し、財政負担の少ない公共交通で、かつ、地元交通業者の利益侵害とならない制度を構築しております。

御説明いたしました一つ目のデマンドタクシーのインフラ整備の拡充を行うよりは、三好議員に御示唆いただきましたように、医療機関等に対してデマンドタクシー利用者へ配慮をしていただくよう働きかけるほうが現実的で、本事業の利用者にとっても恩恵があると考えておりますので、今後、調査、研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。ある病院では、わかりにくく、小さく、お呼びする順番は予約とは異なりますから、十分御理解願いますと書いてあります。そういうところは、都合の悪いところは小さく書いてあります。よう見たらわかります。ということは、予約制の、歯医者なんかでありますけど、予約でなくて、デマンドタクシー何かを呼ぶ場合は、お呼びする順番は予約の順番とは異なりますけど御理解願いますとちゃんと書いてあります。だからどうにでもできます。さっきのものでも、やろうと思えばできるし、金のかかる問題ではないです。お客さんが言ったら、事情があつて、診察の都合で早く呼んだんですといや、それで終わりじゃないですか。ですから、そこら辺は十分できますので、担当課長のほうでも十分またよろしく。

それと、この通告に書いてなかったけど、病院の待ち時間の中の調整と一緒にやっておりましたけど、つい最近、知事さんの選挙も終わりました。投票率に29.何%、100人おって、30人しか行つとらんのです。県下全部で何千万と、億以上の金をかけとるはず。そしたら、一人当たり幾らの経費につくかという、広告料を全て入れて、諸経費入れて。そういうのを考えてみると、これにもやっぱりデマンドタクシーが使えないものかと。例えば雨が降った。今回はたまたま天気だったけど、あの暑い炎天下のときに、15分、20分、あの電動でことごと行く場合と、自転車で行く場合と、歩きで行く場合と、いろいろあります。そういうことの不便さを考えずに、ただ投票率が悪い、投票率が悪い、ど

うしたもんじゃといったって、投票率はだんだんだんだん下がる一方です。何かのやっぱり打開策をつけて、本町はこのデマンドタクシーを持っとるわけですから、それでやってみると、デマンドタクシーで。例えば不在者投票でも、約十何日、2週間ほどあるわけですから、知事さんの場合は。その場合でも、本庁へ来るんだったら、デマンドタクシーで来れば、その間に、午前、午後、何便もあるわけですから、不在者投票できるはずですよ。そしたら投票率が上がる。以前よりか多少投票率がアップになったのは、入り口でごちゃごちゃごちゃごちゃいろんな説明書くのが嫌だから、事前投票に行かんのやと。投票に来ていただいて、入場券持ってたら、いらっしやいませ、ありがとうございます、どうぞ投票してください。誰を入れようと、それは個人の理由ですから、そういう利便性もやっぱりあると思います。今の知事さんやったら話してあげてみてください。高松とか坂出とか、あの辺はデマンドタクシーがないから、ぴんとくるはずですよ。ただ投票率が悪い、投票率が悪い、どうしたんじやろうかといって、行ってくれ、行ってくれ、行ってくれといっても、行く足のないもの云々のものは行けません。ですから、不在者投票の間はデマンドタクシーを使うか、今、総務課長、21カ所かな、投票所は、全部入れると。時間帯、遅いところは8時から晩の6時までで打ち切りとか、7時から6時までで打ち切りとか、3時、4時で打ち切りとか、そういうような時間差が町内でできるわけですから、それに合わせてデマンドタクシーを利用するとか、それでだめだったら、次のことを考えると。

そこら辺のスーパーとかコンビニエンスストアも生き残りのために、本当にあの手この手で相当な努力をしておられます。我々行政の場合は、やっぱり最高にできるサービスをするには、努力して、努力して、努力して考えて、大きな金をかけずにできるものはやるというふうな方向でいきたいと思うけど、担当課長としてはどうですか。町長、ちょっと。町長が決めるほどの問題じゃないきん、担当課長で。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 ただいまの三好議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

選挙投票時におけるデマンドタクシー等々の扱いについてということでございますが、御指摘のとおり投票率は年々下がっておりまして、今回、県知事選におきましては29.8%という状況になりました。この数字につきまして、要因としては、やっぱり選挙への意識が薄れている。もう一つは、言われておりますのが、18歳以上の方を含めたということで、分母的に下がったのではないかという話がありますが、まんのう町におきましては、町長が町政報告の中でもお話しさせていただきましたが、18歳以上がまんのう町におきましては35.04%、県内の平均で言うと22%なんですけど35.4、19歳になりますと20.9という数字になります。これにつきましては、住民票を置いたまま大学等へ行かれているのが要因ではないかと。詳しい分析はまだできておりませんが、そういった状況でございます。

それで、投票率を上げるために啓発等をしてございますが、やはり啓発、行ってくれというだけではなかなか投票率が上がらないのも承知しております。そうしたことで、投票

率を上げるということで、今、三好議員さんがおっしゃられたように、来ていただけないのであればお迎えに行くというか、そういった面で、先般、6月の終わりになるんですが、選挙管理委員会の方と一緒に兵庫県のほうへも視察に参りました。そこにおいては、やはりどうして投票率を上げるかということで、地元の交通会社の方と連携をとっていったという経緯もお聞きしましたんで、今後、まんのう町がどういった形で投票率を上げるのに取り組みができるかということも含めて、投票所の統廃合の話も視察の中では聞いてきたわけなんですけど、そのあたりを含めて、選挙管理委員会の中で議論して行って、詰めていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 はい、わかりました。前向きに取り組むということで、まんのう町でもわずか一万八千八百何ぼかな、有権者。1万8,800は総人口か。5,800人な。その中で半分以上、7,000人か、八千何百人が行ってないんやな。もったいない話です。与えられた権力を行使してないんだから。それでもやっぱり何か理由があるはずで。啓蒙啓発はするだけしとるはずですから。選挙お願いしますいうたら、何の選挙など。知事さんの選挙。知事さんは行かんでもわかっとるがな。誰っちゃ、行かなんだらわからんのです、それは。その辺がありますので、デマンドタクシー云々を前もって検討するといいましたけど、ぜひ検討して、まず衆議院が解散なければ、来年の3月の末ごろに県議の先生の選挙があります。そのときからでも使用してみてください。

それと、選挙と同じに、つい最近ですけど、台風の云々で、我が町はおかげで恵まれて、本当に微々たるもので終わったんですけど、他県においては相当に大きな被害で、車が飛んだり屋根が飛んだりというようなことがありますけど、避難するときもやはり電動カーではできん。自転車に傘差していけん、歩いていけんという方も相当おられます。そういう場合も、やはり全部が全部でないけど、部分的に高齢者とか電動カートしか乗れない方にデマンドタクシーを回して、利便性を図ってあげると。時間帯を超えて、特別額、やはりあんまり夜中の遅くならんうちに、早いうちに、相当避難場所も離れとるわけですから、歩いていくわけにもいかん、自転車で行くわけにもいかん、電動で行くわけにもいかんと。若い人がおって、乗せていってくれない高齢者が相当おります。そういう場合も、やはりデマンドタクシーを利用して云々というのであれば、本当に高齢者福祉、また、選挙にも、災害の避難状況も変わってくるんじゃないかなと思っておりますけど、その点はまた十分検討していただきたいと思いますが、どうですか。これは町長ですか、総務課長ですか、どちらでも結構です。担当課長が一番ようわかるでしょ。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 三好議員さんのただいまの質問にお答えしたいと思います。

災害時における交通というか、避難体制ということでございます。それにつきましては、今回、台風の被害で人的・物的被害はなかったわけなんですけど、ここ最近で言われております、警報を早い段階で出させていただいております。と申しますのも、早目に避難してい

ただくということが大前提でありまして、そのためにどうやって避難するか、そういう足の確保等です。特に弱者、高齢者の方等につきまして、避難どうするんだということもございます。今、まんのう町、いろんな各分野と協定を結んでおりまして、例えば応急工事が発生した場合には、建設業３団体と協定を結んで、その中で対応、協力をしていただく。それ以外では、福祉関係、そういったところとも協定を結んでございます。そういったところで、交通の足ということで言うならば、交通関係のほうとも協定が結べて、そういったことで車の運行というか、そういうのができるかどうか、そういったことも含めて、今現在、地域防災計画も見直しをかけておりますし、ハザードマップも新たなものを作成してございます。そういったことで、早急なる体制を整えていかなければいけないという観点の中で、そういったことも含めて検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 １０分ぐらいで終わるつもりが、残りが１０分切ってしまいまして、担当課長の非常に無難な答弁は十分わかりませんが、災害と、これ、どっちにしても大事なことで、選挙なんかも、やはり一般の人が言うと、来たら投票させてやるがというような考えと違うかという方が多いです。それよりか、やはり投票に来ていただくと、あんなところまで来ていただくというような方向に考えるべきでない、そうしとるがといえ、選管の方はそういうでしょう。でも不在者投票の人、大分簡単になりました。ですから不在者ふえました。もっと簡単にして、入場券さえ持ってくれば、やっぱりそれで証明ができるわけですから、投票できるようにしたらどうかと。それに対してデマンドタクシーが使えれば、もっともっと上がると。ただ、２０歳以下の有権者をふやしたのは政府の考えであって、全然役に立たず。まだ下がったぐらいだということは、人数がふえて、行く人の数が少ないから、実質的な数は上がっても、投票率としては下がっておるというような傾向が、今、課長の答弁でありましたけど、ぜひその辺を、避難する場合の、全員でないですよ。どうしても遠いとか、隣の町みたいな、うちらなんて一部落ぐらいの面積と、うちらみたいに２００平方キロ遠いところあるんですから、その辺がやっぱり一口ではいかんと思いますので、十分考えていただいて、災害と選挙と、選挙は命にかかわりませんが、災害の場合は命にかかわりますので、その辺を十分御理解いただいて、検討課題としてやってみてください。ぜひ、かたい決意をお願いしておきます。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 三好議員さんのただいまの質問にお答えしたいと思います。

特に防災関係におきましては、やはり生命にかかわる問題で、喫緊の課題だと認識しておりますので、先ほど申しましたが、地域防災計画等、そういった地域住民の体制、意識をまずつくることが非常に重要だと考えております。住民全員の方が避難に対しての意識を持っていただいて、速やかなる行動をしていただけるような、そういった体制をしっかりとつくっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 デマンドについては直接担当課長の答弁はなくて残念ですけど、災害と選挙と新しい枠で十分御理解いただきましたので、これで終わらせていただきます。本当、10分ぐらいで終わるつもりがちょっと長引いて、残り時間のほうが少のうなりまして申しわけない。どうぞひとつよろしく願います。以上で終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 失礼いたします。ただいま議長の許可をいただきましたので、2番、常包であります。ただいまから、9月議会の一般質問を行いたいと思います。

最初に、私が6月議会のほうで質問いたしましたが、職員採用の予定人数を受験者の皆さんや地域の皆さんに明らかにしてほしい、できる限り具体的に数字を出してほしいという要望をした件につきまして、9月の広報において、早速、経験者枠の保育士の採用が3名程度という掲載をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、事前の通告、大綱を3点に絞って質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

一つは、住宅団地造成区域内の道路の維持管理、2点目は高齢者の運転免許の返納、3点目は河川整備という大綱3点について質問させていただきます。

1点目の、住宅団地造成区域内道路の維持管理についてお尋ねいたします。

私は、都市計画法に基づく開発許可を要する造成工事で設置される道路、それは原則としてまんのう町への寄附、まんのう町が今後の維持管理をするという体制を求める立場で質問いたしたいと思います。

高篠、四条、満濃南小学校区などを中心に1,000平米を超えるような開発行為によって住宅地も造成されてきております。土器川の右岸、琴南地区、仲南地区を除く地域は、都市計画法に基づく申請許可が必要になります。

法律の第32条では、開発行為または開発行為に関する工事により新たに道路や水路、公園などの公共施設が設置される場合は、その公共施設を管理することとなるものと協議をし、同意を得なければなりません。これは、既存の公共施設の機能維持並びに新たに設置される公共施設の適正な管理を目的としております。

まんのう町において、年間何件くらいの開発許可申請があるのか教えてください。

また、都市計画区域外で団地造成を目的とし、1,000平米以上の農地転用許可は何件くらいありますか。

そして、先ほど言いましたが、新たに設置された公共施設の維持管理はどのようなになっているのでしょうか。水道管、下水道管などの地下の埋設物はどのような管理をされておりますか。根拠法令等もあれば御教示を願いたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の御質問にお答えいたします。

住宅団地造成区域内道路の維持管理についての御質問でございます。

まず、本町での年間の開発件数につきましては、都市計画区域内で平成27年度に4件、28年度に3件、29年度では4件と、年間4件程度でございます。

また、都市計画区域外では平成27年、28年、29年度で1件でございます。

次に、新たに設置された開発区域内の公共施設につきましては、開発行為の工事完了後に水道及び下水道管等の維持管理は行っておるものとなっております。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 今の質問の中で、道路等の公共施設の維持管理についてがどうなっておるかというのが答弁漏れてたように思いますが、よろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 開発行為の申請以前に法第32条で公共施設の管理者の同意等を得た公共施設ということでございますが、議員御指摘のとおり、開発行為等により設置された公共施設の管理につきましては、法第39条で開発許可を受けた開発行為、また、開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項告示の日の翌日において、その公共施設の存する町の管理に属するものとする」と記載されております。

このようなことから、今後は開発道路で町に帰属していただける土地については、町の公衆用道路として維持管理を行うことを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 ちょっと現時点では開発業者の管理というふうに理解をしたらよろしいんでしょうか。今から質問しようと思ったところなんですが、今後は町に寄附をいただけるものであれば、町が管理をしていきたいという話だったと思うんですが、それが1点と、それから、先ほど言いましたように、法律第39条では市町村に基本的には帰属していくというのが建前だと思います。

私の聞いたところでは、寄附を受けるに当たっても、道幅が4メートル以上、また、通り抜けが必要だというふうに現在の基準はそういうふうに聞いているわけですが、今の御答弁では、それじゃなくて、近隣では、丸亀市、綾川町、また多度津町でも、団地内道路の維持管理は地元市町には基本的に寄附を受けるという方向で協議が行われております。私も丸亀市での行政経験の中で、若干、かかわってきましたが、本町と同様に開発業者で維持管理を求めてきた期間が長らく続いてまいりました。しかし、工事完了後数十年たてば、舗装や排水施設が傷んでまいります。しかし、団地を買った人はそういうことはあんまり考えておりません。傷んだときには、開発業者、不動産屋さんとか、そういう方は存在しないこともあります。また、団地の住民も全員が健在とは限りません。そして、住宅購入者も家族構成や、その方の家計の状態も、家を買ったときと変わっている場合も少な

くありません。このような状況から、市で何とか対応してほしい、そういう要望がたくさん寄せられるようになりました。そして、今から丸亀市の指導認定基準に合うような道路に直していく、工事をするためには多額の費用が必要であったり、また、住宅地を削っていくというようなことも発生する場合もありました。そのために、そういうことが困難でありますから、妥協の産物として、平成２７年、私道整備事業補助金要綱というのがつくられました。以前から、今、行っているように、原則市へ寄附、市が管理という方針で協議とか開発の指導をしておれば、私が、今、申したような問題は発生しなかったように思います。また、住宅の住民の方も余分な自己負担というのも発生しなかったというふうに思われます。そういう意味で聞いてみますと、丸亀市では、現在、協議件数のうち約８割の事案が丸亀市へ寄附を申し出て、竣工事完了後は丸亀市が管理をしていく、そのようになっているとお聞きしました。

また、お隣の綾川町も、今年度から公共用地は原則町へ帰属する方針に転換し、そういう受け入れの要綱を３月議会で制定したというふうにお聞きしております。

まんのう町では、町単独で、１５０万円出しても若者に住宅を建ててほしいというように思い切った移住促進政策、定住政策というのをとられております。人口減少社会の中で思い切った対策であろうというふうに評価をいたします。

しかし、まんのう町への移住を選択いただいた住民の方が、将来、数十年先に困った問題が起きるのではないかとというふうに心配であります。そういう意味で、私は法律の趣旨に沿ったような扱いに転換をしていただきたいという立場であります。

先ほどの町長の答弁、若干、ちょっと、私、わかりづらかったのですが、現時点においては、開発業者が維持管理をする、今後は町へ寄附を受けられれば受ける方向にしていきたいという方向というふうに理解したらいいのか、やっぱり通り抜けは絶対条件ですよというふうにいうのか、丸亀市なんかやったら、奥行きが長ければ、回転広場があればいいとか、道幅が６メートル以上あれば、車に支障ないでしょうというような条件をつけて寄附要綱というのをつくっておりますけれど、そういうような体制にしていくのか、その辺、ちょっと改めてもう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

現状の土地開発道路につきましては、議員さんおっしゃるとおり、開発業者のほうで管理をしております。今の町に対しての寄附行為というのは、議員さんも触れておりましたけれども、起終点が町道なり県道に接続しておる道路ということで定めております。

そういったところで、現状は現状ということでございますけれども、町長申し上げましたのは、３９条でも公共施設は町の施設として管理しなさいよということになっておるため、これについては、現状、丸亀市さん、綾川町さんが一歩踏み込んだところで施策を展開しておるというようなことでございますので、まんのう町としても、今後、検討してまいるということでございます。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 お隣の綾川町、この春から始めたそうであります。綾川町はケーブ電気とかイオン、大型ショッピングセンターがたくさんできてきています。その周りがもとの市街化区域です。そういうような用途地域をつくったりして、開発を促進する、人を呼び込んで、綾川町では、その地域は宅地化を促進をする、そういうようなスタンスでまちづくりを計画しているように私は受けとめました。そのかわり、農地は農地として、守るべき優良農地はきちんと保持していくと。そういうまちづくりの計画を、この4月からもう少し一歩踏み込んだかなというふうに感じておるところであります。

ぜひ、まんのう町においても、そういうスタンスで、新しくまんのう町に来られた方もたくさんおいでると、若者住宅取得促進制度の報告でも聞いておりますように、町外からまんのう町に家を建てる方がおいでますから、そういう方が困らないようにしていただきたいというのが要望であります。ぜひ今後の課題としてよろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 失礼します。2 番目の質問に移ります。

高齢者の運転免許の返納制度であります。先ほど、先輩、三好議員のほうからもありましたが、若干かぶるところもあるかもわかりませんが、御容赦いただきたいと思います。

私は、運転免許の返納制度の中でも、香川県が実施しておりますが、免許証の有効期限内に自主返納した人以外に、更新をせずに、今後も再取得の意思のない人なども支援事業の対象にしております。そういう形で、まんのう町の支援制度も枠の対象を広げていただきたい、こういう立場で発言したいと思います。

先ほど町長からお話がありましたように、高齢者の運転の中で、アクセル、ブレークの踏み違いによる重大事故や高速道路の逆走などがよく報道されるようになりました。まんのう町は山間部が多く、店舗や病院など、日常生活に欠かせない場所が住んでいるところから遠い人は車が必要であります。免許証の返納は、総務課によりますと、7 月の末現在、自主返納は昨年の2 倍近い62 名と伺っております。県下全体でも、平成29 年では3,908 人と、前年から618 人ふえておるようです。

まんのう町では、平成25 年に自主返納支援事業実施要綱が制定され、昨年も配偶者が支援の対象になるなど、利用者の実態に合わせた改正がされているように伺っております。

先ほども触れましたが、自動車がないと生活できない人がたくさん地域においでます。次の更新でやめようかと家族で話し合っている方もたくさんおいでます。

要綱では、自主返納の人だけしか対象になっていませんが、今言ったような、期限切れの方も対象としていただきたいと思います。

先ほど触れましたが、香川県では平成26 年から公共交通機関や小売店などで割引を受けられる制度をつくり、また、昨年11 月から、先ほど言いました、有効期限が切れて再取得の意識がない方や、認知症であったり、体の障害などによって運転免許を取り消され

た 65 歳以上の方も、高齢者運転免許卒業カードの交付を受ければ、お店で優遇を受けられるというふうになっているようです。

まんのう町独自の支援事業者、まだまだ少ないんですけど、その支援事業者の拡大も必要であります。まずまんのう町独自の支援事業の対象者の拡大について町長のお考えをいただきたいと思います。

それと、運転免許卒業カード、耳なれない言葉であります。その交付手続について御説明いただけたらと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の 2 番目の御質問は、高齢者の運転免許証返納についてでございます。

香川県では、高齢ドライバーが当事者となる交通事故を抑止するため、運転免許を自主返納された県内在住の 65 歳以上の高齢者の方が、公共交通機関や小売店での割引等のお得なサービスが受けられる返納者優遇制度を平成 26 年 11 月から開始いたしております。

また、平成 29 年 11 月からは、運転免許の有効期限が切れていて、再取得の意思がない方や、認知症等の病気または身体の障害の理由により運転免許が取り消された 65 歳以上の高齢者の方も、多くの優遇店でサービスが受けられるようになりました。

まんのう町におきましては、65 歳以上の方を対象に 1 年間のデマンドタクシー無料共通パス券を配布するといった免許証自主返納支援事業を平成 25 年 4 月から開始いたしております。この事業は高齢者の交通事故の減少を図るため、高齢者の自主的な運転免許証の返納を促進することを目的として実施いたしております。

実績といたしましては、平成 30 年 8 月までに 189 名の方が支援事業を利用になっております。

また、免許返納された方だけでなく、同居している配偶者で運転免許証を持っていない方にも同様に、1 年間のデマンドタクシー無料共通パス券を平成 29 年 4 月から配布いたしております。平成 30 年 8 月までに 16 組の御夫婦の方が御利用になっております。

また、他の近隣市町でもまんのう町と同じように支援事業を行っております。例えば善通寺市では、善通寺市タクシー利用券の 1 万円相当を交付しており、多度津町では、たどつ共通商品券 1 万円の交付を行っております。

御質問の香川県制度と同様に、運転免許の有効期限が切れていて再取得の意思がない方や、認知症等の病気または身体の障害の理由により運転免許が取り消された 65 歳以上の高齢者の方も、多くの優遇店でサービスが受けられるように改善することについては、高齢者の交通事故防止の観点からだけでなく、高齢者の移動手段の確保等、総合的な生活支援策として捉え、先進的な自治体の取り組み例を参考にしながら、関係部局や商工会と協議して制度の充実を考えてまいりたいと思います。

また、デマンドタクシーの 1 年間の支援期間につきましても、支援期間後の生活が困難にならないように検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ます。

○常包恵議員 ちょっと答弁漏れ。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 常包議員さんの質問の分で、運転免許卒業カード、この交付の仕方についてであります。

これにつきましては、交付申請書をまず作成して申請していただくことが必要であります。その添付書類としましては、警察署または運転免許所で免許証に穴をあけていただいたその写し、もしくは自動車安全運転センターで運転免許経歴証明書を発行していただきます。これについては手数料が630円ということでございますが、このいずれかを添付書類としてつけていただきます。

条件としましては、有効期限に関する証明で、期限切れ後3年以内、もしくは、病苦等による取り消しに関する証明は、取り消し後5年以内であれば行うことができますということで、それとあわせて申請者の写真と交付手数料1,000円を準備していただいて、香川県庁へ郵送もしくは持参していただくと、交付を受けることができます。その交付を受けた運転免許卒業カードを提示することによって、優遇店でサービスが受けられるという流れでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 どうもありがとうございました。自主返納者以外にも同様の、ほとんど実態は変わらないと思いますので、今、言われたような期限切れの方、また、取り消された方等についてへの対応、対策をよろしくお願い申し上げます。町長が言われたような移動手段の確保、生活の確保という点からも、ぜひよろしくお願いいたします。

それで、デマンドタクシーのことも、年数のことも触れられましたので、あとデマンドタクシーの充実について、先ほども議論がありましたが、JRなりことでんの駅、また、近隣市町の巡回バスとの接続などもぜひ改めて検討いただきたいなど。それにはバスやタクシーなどの民間事業者を初め関係団体との調整があろうかとは思いますが、一番は利用者である交通弱者との協議を十分に行っていただいて、さらなる改善、利用者がふえるように、充実するように、また努力をお願いしたいというふうに思います。

答弁は構いません。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 3番目の質問に移ります。

私は、災害を減らすという防災や減災及び鳥獣害、特にイノシシ被害の抑止の観点から、河川の整備をお願いするものであります。

一級河川を管理する国土交通省、そしてその一級河川のうち指定された区間と二級河川を管理する香川県に対して河川内の体積土砂の撤去、また、河川に生えている雑草や竹、雑木などの整理を要請していただきたいというふうに考えます。

金倉川の堤防が決壊した部分においても、反対側に土砂が堆積しておりました。決壊に至った原因の一つではないかというふうに私は思っております。

祓川の水位の観測地点付近では、土砂が道路や堤防と同じくらいの高さに、車で走っているときに見えるくらい堆積しております。7月の大雨の際にも、祓川の観測地点は一番高くなったようにも記憶しています。危険な水位に到達したのではなかったかと記憶しております。

今までもそれぞれ河床、河川の整備につきましては、地域の住民の方なりから要請が出されておると思います。それを受けて、河川管理者のほうに要請をしていただいておりますが、各河川管理者、国土交通省なり香川県の回答はどのようになっておるのか、また、今後の改善計画といたしますか、整備計画が具体化しておるのであればお示しいたきたいと思っております。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、河川の災害の原因が河床に土砂が堆積し、雑草等が繁茂したことが要因の一つとして考えられるので、河床整備の実施が必要であり、整備を求めるという御質問についてお答えいたします。

国管理の河川、県管理の河川などで河床内の堆積土砂の取り除き及び雑草、竹、雑木等支障木の撤去について地元要望等を受けた場合、町で現地を確認した後、関係河川管理者に対して現地確認を依頼するとともに、整備要請を行っております。

国、県の河川を管理する河川管理者は、地元要望や河川巡視の結果をもとに流下断面への阻害の程度や緊急度などを勘案し、年度当初に実施計画を立てて工事を行っているとの回答をいただいております。

なお、県におきまして継続して計画的に実施している主な箇所としては、一級河川土器川の県管理区間内では、どきどき広場から御用橋の付近で河床整理と樹木伐採を平成24年度から実施いたしております。

二級河川財田川においては、宮前橋付近で樹木伐採を平成26年度から実施いたしております。

また、平成30年7月豪雨で被災した金倉川（岸ノ上橋の下流左岸）につきましては、災害復旧事業を申請しており、9月10日に現地査定を受ける予定であるとのことでございます。

加えて、追加の対策として、被災箇所の下流部分（岸ノ上橋から神野橋の間）や、上流部分（高良橋の付近）においても堆積した土砂の撤去を緊急的に実施するとのことでございます。

町が管理者である普通河川においても同様に現地を確認し、早急な対応が必要な箇所につきましては、関係者等と協議の上、予算の範囲内で順次工事を実施しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 よろしく申し上げます。

それと一点、土器川は香川県にとって唯一の一級河川であります。雨の少ない香川県ですから、水の流れている箇所というか、流域というのは非常に幅が少なく、また、下流ではほとんど伏流水となっているのが現状であります。しかし、川は急流であるため、先日の台風のときもそうでしたが、短時間に上流で大雨が降ると、急激に増水し、洪水の危険性も感じるところであります。

特に流域幅が狭い、土器川で言えば炭所大橋から長炭橋付近につきまして、竹や雑木が茂り、狭い流域が一層狭くなっております。竹、ササが河川に隣接する民家の建物に覆いかぶさっている状況も見受けられます。また、その上に、多くのところでイノシシや野良犬の住みかとなっている状況もあります。

先ほど申しましたように、県内唯一の一級河川でありますので、以前から要望書も提出されていると、今、御回答がありました。お聞きしておりますが、土器川では下流でかなり整備もされておりますが、流域幅の狭い、先ほど申しました区域においても、堤防並びに河床の整備を求めていると思います。理事者の考えをお聞きします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

国が管理する一級河川土器川の直轄区間においては、河川内の支障木の繁茂等により、鳥獣及び野犬の住みかとなっており、整備を求めるという御質問でございます。

一級河川土器川において、直轄区間の河川内の支障木の樹木伐採等につきましては、河川管理者である国土交通省四国地方整備局により積極的に取り組んでいただいております。

また、伐採、処分費用の経費の削減を目的として、28年度より公募伐採を実施しており、昨年度に引き続き、今年度も一般公募による河川敷内の樹木伐採を予定しているとのことでございます。

なお、昨年度からは住民参加による間伐体験の募集も行っており、維持管理費を削減しながら樹木対策を実施していく方針であるとのことでございます。

加えて、河川についての正しい認識と理解を深めるという観点から、各種イベント、講習会等も国土交通省とまんのう町合同で開催いたしておるところでございます。

御質問のありました、国の直轄区間内の炭所大橋から長炭橋付近は、国土交通省四国地方整備局により、平成24年に計画策定されました土器川の河川整備計画（おおむね30年の計画期間）で河岸掘削、支障樹木伐採等が予定されているところでございます。

また、河床安定化対策等も検討されており、順次、事業の実施が行われているところでございます。人家などへの安全性の確保、ごみの不法投棄などの防止、抑制など環境への配慮も必要であることから、少しでも早く全体的な事業が行われるよう、国土交通省四国地方整備局に継続して要望を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 今、御答弁がありましたように、非常に、今、申した区間は土器川の中で狭いところであります。ぜひ整備の要請を国交省のほうにお願いしていただきたいということを改めて申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 小山です。まず最初に、けさ方、北海道で大きな地震がありました。被災された皆さんに、まずお見舞いを申し上げたいと思います。南海地震も遠くない時期に起こると言われております。人ごとではないと思っております。

では、質問に入ります。

第一の質問です。

町長の地方自治に対する政治姿勢について伺いたいと思います。

憲法には第8条に地方自治がうたわれ、地方自治の条項が92条から95条まで定められています。冒頭の92条には、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとあります。地方自治の本旨、すなわち地方自治の精神に基づいて決めるということであります。

憲法にはこれ以上の細かい解説がありませんから、多くの憲法学者の集団労作で、日本で一番権威のある書物の一つとされております註解日本国憲法で、地方自治の本旨は何かという問題を私なりに勉強してみました。

ここではまず、これは戦前の地方政治の実態の反省の上に生まれたものだということが明確に書かれております。

ちょっと座ってよろしいですか。

○田岡秀俊議長 はい。

○小山直樹議員 もともと戦前の大日本国憲法には地方自治という規定はありませんでした。地方行政は中央のいわば意思伝達機関として考えられていました。大正デモクラシーと言われた時代に一定の自主性が前進した時代はあったけれども、戦争の拡大とともに地方自治への多少の芽を摘まれてしまい、最後にはこうなつたと書いております。

地方自治の実質はほとんど全く否定され、中央集権的官僚行政の一環となり、地方公共団体は国政の基本方針を末端まで浸透させるための国家行政の一手段と化した。

議場におられる皆さん、この註解日本国憲法は、戦争中の日本はこんなにひどいことに

なつたと書いておりますが、今、これを聞いてみて、ひどい時代だったと聞こえましたでしょうか。もう一度、読みます。

地方自治の実質はほとんど全く否定され、中央集権的官僚行政の一環となり、地方公共団体は国政の基本方針を末端まで浸透させるための国家行政の一手段と化した。

ここで、町長にお聞きします。現在の地方自治の置かれている状況と、今、私が読みました戦時下の地方自治の状況と違うところがありましたら言ってみてください。感想でも結構です。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、小山直樹議員の質問にお答えいたします。

まず、通告書に基づいてお答えいたします。

通告書の第1番、町長の政治姿勢について、地方自治の本旨とは何かという御質問にお答えいたします。

日本国憲法92条で、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を地方自治の本旨に基づいて法律で定めるとして地方自治が保障されております。

そして、地方自治法においては、地方自治の本旨とは、住民みずからが地域のことを考え、みずからの手で治めることとする住民自治と、地域のことは地方公共団体が自主性・自立性をもって、国の干渉を受けることなく、みずからの判断と責任のもとに地域の実情に沿った行政を行っていくこととする団体自治の両方を含む意味を持つと理解いたしております。

まず、第1条の2において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとしております。私といたしましては、その観点に立ち、町民の暮らしと福祉はもとより、教育、農業、産業等々町政全般につきまして3期12年の町政運営を担ってまいりました。

今後も、何より町の活性化に向けてできる限り多くの住民の方や町内の各分野で活動いただいております団体・組織の方々との協働によるまちづくりを推進し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくり、希望と誇りを持てるまちづくりを基本とした「元気まんまんのう町、改革と協働、輝きのまちづくり」実現のため、渾身の努力を傾注する所存ですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、戦時下におかれては地方自治が確立されていませんでしたが、いわば国の統治下に置かれておりました。そして、戦後、日本国憲法において地方自治が保障され、また、昨今の地方分権推進法や昨今の地方総合戦略において、地方自治の自主性、独自性が高まり、住民の協働によるまちづくりという観点からも、地方の自由な発想をもって自治運営ができるようになったと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、小山直樹君。

○小山直樹議員 答弁ありがとうございました。現実の今の日本の地方自治体ですが、あの戦争中の国家統制のひどい時代、地方自治が最も破壊された時代の特徴として書かれ

ました、地方行政は中央集権的官僚行政の一環となり、地方公共団体は国政の基本方針を末端まで浸透させるための国家行政の一手段という文章がそのまま当てはまるものになっております。憲法の精神が否定されて、新しい形で戦前と同じ状態に逆戻りさせられている、ここに今の日本の地方自治の実態があり、悲劇があります。この書物はその反省から生まれたものであります。

憲法の地方自治の条項に話を進めます。

憲法で言う地方自治の本旨とは何か。この本には、地方自治の本旨とは、地方的行政のために国から独立した地方公共団体の存在を認め、この団体が原則として国の監督を排除して、自主、自立的に直接・間接・住民の意思によって、地方の実情に即して地方行政を行うべきことを言う、こう書いてあります。これが憲法の地方自治の定義だと書いております。

国から独立して自治体が存立し、原則として国の監督を排除して地方の行政を行う。原則としてとあるのは、どうしても全国的に統一した形で実行しなければならないことがありますから、そのことを指しているのですが、基本は国から独立と国の監督の排除、これが憲法が定めた地方自治の原則であります。これが戦後の日本国憲法の目指している地方自治のあるべき姿でありました。

ところが現実はどうか。町長のお話にあったように、そうそうきれいごとでは済まされる状況ではありません。国の監督を排除するどころではありません。国の命令もあれば号令もある。今の中央政府が、これがこれからの方針だと言えば、日本全国のほとんどの自治体が一斉にその方向に走らされる。行革が大事だと言えば、そのやり方を細かく定めたマニュアルが送られてきて、方針書をつくらされたり、リストラと言えば、リストラ計画に取り組むことになります。ゼネコン仕事に打ち込めということになると、それが日本の各地方自治体の共通の方針にさせられる。地方自治体がこのようなひどい状況の中で、町長を初め執行部の皆さんが日々大変な御苦勞をされていること、私は皆さんに深く同情したいと思いますし、同時に敬意を表したいと思います。

私が知るこの数十年間、憲法とは全く反する中央政府による自治体の統制が行われ、それが全国の自治体の今日の困難を招いております。90年代には全国の自治体が開発会社になってしまいました。空港や港湾、工業団地の造成や無駄な公共施設が次々につくられてまいりました。現在は地方自治体の営利企業化が進められて、本来あるべき姿から一層遠くへ向かって走らされております。これまで国保の県単位化や水道の一元化もその流れの中で起きていることであります。水道の一元化の裏には、将来の民営化が隠れていることを指摘しておきたいと思っております。行政改革と規制緩和の叫びの向こうにあるのは、その主人公が住民ではないことを訴えておきたいと思っております。

さて、自治体に対する政府の支配は、今まで見てきたように反憲法的なものでありますが、三つの手段、方法をとっております。

第一は機関委任事務であります。市町村の事務の3割から4割あるというふうに聞いて

おります。

二つ目は、国からのお金の流れを自治体に号令したり、政府の思う方向に誘導したりする手段として最大限に利用しております。

第三は、通達行政であります。各省庁からの通達は年間数千通とも聞いております。

自治体には、憲法上はこれに服従する義務はありませんけれども、それに従わないと、あれこれの地方自治体を縛り上げて、政府の思うままに今も自治体を走らせております。自治体の本来の責務といいますか、仕事は、地方自治法にある住民の福祉の増進を図るといふ本来の仕事をするのであります。町政は町民の命を暮らしを守ることが最大任務であります。その意味において、町政はそこに暮らす人々の最後のとりでであるとも思います。

そこで、町長にお聞きいたします。町民の利益を守る、命と暮らしを守ることが町長の使命とも言えますが、最後のとりでとしてその役割を果たしておられますか。答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の再質問にお答えいたします。

戦う団体、また、国に物申す団体として地方六団体がございます。都道府県知事会、また、都道府県議長会、全国市長会、全国市議長会、また、全国町村長会、全国町村議長会、この六つをもって地方六団体というふうに言われておりまして、決して国の言いなりになっているわけではありません。この六団体を通じて、私たちが加盟しておりますのは、全国町村会並びに町村議長会でありますが、その交渉の中で、国に対して言うべきことはきっちり交渉いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、全国に先駆けて香川県で水道の一元化を実現しました。これは将来の人口減少を見据えての施策であり、すばらしいものだとは思っておりますので、よろしく願いたします。

○田岡秀俊議長 再質問、小山直樹君。

○小山直樹議員 今、地方分権という言葉が大変盛んであります。しかし、この歴史を洗い直す、地方自治を犯している現状をたださないで、地方分権はないと思います。何か細かい規制緩和をすれば、地方分権が進むかのような話が横行しておりますけれども、地方自治の復活、復権には、日本の地方政治がどんなひどいところに追い込まれてきたのかを、その実態と責任を明らかにすることが何よりも必要だと思っております。

このことを指摘しまして、二つ目の質問に移りたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 6 月の議会で、私は国民健康保険の負担軽減、また、その中にある均等割は少子化対策に矛盾すると質問をいたしました。町長の具体的な答弁はありませんでした。介護保険料もこの7 月から安くなった人もいますが、高くなった人が多

いのではないのでしょうか。国保にしろ、介護にしろ、町民の負担は、今、ふえるばかりであります。お年寄りには少ない年金で我慢の生活をしております。若者は非正規雇用の中にあって結婚をちゅうちょしたり、子育て費用の負担感から少子化に拍車をかけております。

ちょっと古い資料で恐縮です。平成24年の香川県民の平均所得は284万2,000円でありました。全国平均より8万1,000円多かったです。27年になりますと、全国平均が309万1,000円、香川県は292万5,000円です。16万6,000円も少ない。こんなことが、今、起こっております、知事がかわってからのことです。

来年にはいよいよ消費税が10%になると言われております。香川は所得の面で全国的にも、今、置かれていっております。四国新幹線という話もありますけれども、新幹線と在来線は別会計だと私は聞いております。新幹線ができた場合、在来線は今以上に赤字路線に転落して、その存続そのものが問われるようになるのではないのでしょうか。

さて、町民一人一人の生活が維持され向上することは、地域が豊かになり、地域が発展するということであります。私は地域発展の決定的な要素は、地域内再投資力の量的、質的形成にあると考えます。地域内にある経済主体である中小企業、金融機関、農家、協同組合、NPOがありましたらNPO、そして地方自治体が、毎年、地域に再投資を繰り返すことで、そこに仕事と所得が生まれ、生活が維持、拡大されてまいります。

日本経済を支え創造する主体は東京にはありません。地方の中小企業、農家、協同組合、自治体であります。地域経済の自立性の向上こそが自治体の財政力の強化にもつながると思っております。この再投資規模、量、個性的な産業、企業、地域景観づくり、質をいかに高めるかが、今、問われていると思います。

地域内再投資力と地域内経済循環の形成こそが重要であります。地域内の再生産の維持、拡大は、生活、景観の再生産につながる上、農林業の営みは、土地、山といった自然環境の再生産、国土の保全に寄与します。中央政府レベルでの野方図な国際化、構造改革政策、規制緩和政策は、一部の多国籍企業の利益を優先するグローバル国家型の政策では地域経済を、今、破壊するだけであります。

地域住民の消費購買力を拡大し、生活向上に直結する施策が求められていると考えておりますが、町長はどうお考えですか、答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の通告にございます2番目、これからのまちづくりについての御質問にお答えいたします。

私は、これまで「元気まんまんまんのう町、改革と協働、輝きのまちづくり」実現を目指し、3期12年間、町政運営に取り組んでまいりました。

合併以降、旧3町の融和と課題の克服に向けて、1期目の平成20年にまんのう町総合計画を策定し、また、3期目の平成27年にはまんのう町「まち・ひと・しごと創生」総合戦略を策定し、掲げた施策をより明確な実効性のあるものとして目標を設定し、達成に向けて、議員の皆様方を初め、住民、関係機関の方々の御理解、御協力のもと、職員とも

どもハード・ソフトの両面におきまして、一つ一つの事業を着実に積み上げてきたことによりまして、目指すべきまんのう町像に近づいていると感じております。

そうした状況において、現在、まんのう町の抱える課題は、一つ、人口減少の抑制、二つ、町内産業の活性化、三つ、交流人口の拡充、四つ、地域の財産である森・水・農業の有効活用、五つ、転出を食いとめ、転入希望者に選ばれる定住施策の推進でございます。

今後、4期目となる4年間は、先般の3月定例議会において施政方針を申し上げましたように、これら課題の克服に向けてまんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる具体的な施策を遂行し、着実な成果を追求してまいります。

現在、地方創生が叫ばれる中、今、私たち一人一人が地域の未来を自分のこととして考え、そして一緒になって汗を流すまちづくりが求められております。ふるさとに対する熱い思いや深い郷土愛こそが、これからの改革と協働のまちづくりの原動力になるものと考えております。

これまでの町政運営の成果と検証をしっかりと踏まえつつ、これからも町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくり、そして、今まで以上に地域に誇りと愛着を持てるまちづくりを基本に、新たな飛躍に向け、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾けながら、誠心誠意、町政発展のために全力を尽くしていく所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。3番目の質問に入りたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 それでは、第3の質問に入ります。

私のこれまでの質問の流れから、地域内経済の投資と循環に最も効果のある政策はリフォーム助成であると、今、考えております。既に善通寺市や三豊市では行われております。

この助成制度は、当初、個人の資産形成に資する施策を自治体はやれない、こういう議論がありました。しかし、これは阪神淡路大震災の後に住民の運動によって一步一步克服されました。十分ではありませんが、全壊住宅の建て直しに、個人住宅ですが、300万円までの支援が実現いたしました。実際、国も住宅建設への税制や融資での優遇措置をとってまいりました。これ、個人資産の問題であります。自動車や電化製品についても、エコの名目で補助を行ってまいりました。住まいの補償をすることは、生存権を欠くことのできない構成部分でありますし、住みよい住宅の確保は、住民の福祉の増進を図るという自治体行政の目的に合致いたします。住宅であれ、店舗であれ、作業場であれ、増改築にかかわる工事の2分の1を助成するもので、自治体によって違いますが、善通寺市では2分の1を助成すると。限度額は10万円だというふうに記憶しております。町内の業者が工事を行うことが大事な条件でありますけれども、施主が税の滞納がないことなど、いろ

いろいろあるらしいです。ほかの市町を参考にしていいただければと思います。大事なことは、町民の税金であるからこそ町民に喜ばれ、地域経済が元気になるように使われるべきであります。善通寺市の規模であれば、6倍から7倍の費用対効果だというふうにも聞いております。

古い資料で恐縮です。秋田県では、リフォーム工事額50万円以上を対象に、工事費の10%、最大20万円の助成を実施しました。2010年度から2011年9月までの資料しかありませんけども、助成額が33億2,326万円、工事額が496億5,303万円、波及効果として797億円に達すると、当時、試算をされましたが、多少過大評価かもしれません。費用対効果は実に23倍であります。

私はこのリフォーム助成制度をぜひ検討していただき、早く実現されれば、まんのう町域内の経済効果には大変大きなものになると思います。町長の前向きな答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の3番目の質問、地場産業（農林・商工業など）の育成についての通告に基づき、御質問にお答えいたします。

まんのう町は、議員御存じのとおり、農業が中心といいながらも兼業農家が大半を占め、多くが県内各地に勤めている状況でございます。

工業について町内を見ても、農村地域工業等導入促進法で企業を誘致し、幾つか工業団地があります。近年、仲南地区佐文で大倉工業が設備投資を行い、規模を拡大いたしました。今後は新たに誘致するにも相当規模を確保できる場所がなく、新たな企業の参入予定はございません。

また、商業につきましても、多くの事業者が小規模で奮闘しているといったところでございます。

本町としましても、主となる産業がない中、地場の産業をどう育成するのかといった問題は、商工会やJA、その他の団体も含め検討をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

そうした状況において、議員の御質問の中で1点目の再利用の公共施設ということでございますが、本町の公共施設につきましては、3町合併による学校の統合による施設の遊休や、老朽化に対する維持管理コストの問題が課題となっております。これに対して、平成28年度に29年度からの10年間を計画期間として公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことといたしました。

そして、廃校に目を向けますと、町内には廃校が現在5校ございます。内訳といたしましては、琴南に琴南東小、琴南中学校の2校、仲南に仲南北、東、西の3校でございます。琴南東小は危険区域のために現在使用しておりません。琴南中学校は、御存じのとおり、地域住民が主体となって琴南未来会議を立ち上げ、その利活用について検討し、四つの部会がそれぞれ校舎を使ってイベントや事業を行っており、徐々にではありますが、地域の核の一つとなっています。

また、仲南地域の三つの廃校ですが、まず、旧仲南北小学校につきましては、一階部分に少年育成センターや民具展示室が入っております。旧西小学校はその一部に企業が入っております。校舎のほとんどは利用されておられません。旧東小学校は、御存じのとおり、ものづくりセンターとして改修し、現在校舎1階部分はほぼ使用しているところでございます。しかしながら、廃校舎の利活用につきましても、一部を除きその活用が十分ではないことも承知いたしております。

そうしたことから、今後も引き続き、公共施設やインフラ等の今後のあり方について再検討を行い、将来の財政運営を考慮しながら、町民の生活や産業振興も含め、本町の財産の活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォームの制度についてということでございますが、現在、町の住宅に関する補助制度といえば、移住定住促進事業の柱の一つとして、40歳以下の方が住宅を取得する際に一部を補助する若者住宅取得補助事業や、空き家バンクを通じて契約した後にリフォームの一部を助成する空き家リフォーム事業がございます。若者住宅取得補助事業につきましては平成27年度から実施しており、毎年約50件以上の実績があることから、移住・定住については一定の効果があると分析いたしております。

さて、御指摘の住宅リフォーム制度でございますが、まずは対象範囲が広いので、対象を絞り込む必要がございます。全国的にリフォームや改修・改築に関する補助制度がありますが、それぞれ目的に応じバリアフリー化や耐震化、省エネ化、環境対策といったものとあわせて実施されるものがその多くであります。公が補助を行う以上、目的が必要であり、単に個人の財産である家の改修について多くの公金を使用することについては、時勢的にも、また、町財政を考えた場合にも、町民の理解を得ることが難しいように思われます。本町にも耐震化や太陽光パネルの設置、浄化槽設置、町産材利用の補助など目的に応じた補助制度は多くございますので、御活用いただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、小山直樹君。

○小山直樹議員 御丁寧な答弁ありがとうございます。お話の中で、住宅で一番傷みが早く来るのは水回りであります。台所、お風呂関係であります。そういう意味では、今の補助制度の中にそういう部分が含まれておりませんので、一番困っているところにやっぱりお金を出すということを考えていただければと思います。

御丁寧に答弁いただきましたんで、質問することがなくなってしまいました。これで終わりたいと思います。

次回の議会では、農林業について質問させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時30分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 まず、2点ほど一般質問を出しております1点目、農業振興費ということでございますが、町長は執行権をお持ちです。しかし、我々議会は議決権を持っております。この議場で対峙するのは当然でなかろうかなと。最終目的は、1万9千のまんのう町民の福祉向上、幸せな生活を営んでいくという、答えはわかっているわけです。どの道を選択するか。財政の中で一番有益なやり方、これを、私、今からちょっとお伺いしたいと思います。

そこで、まず前段に、6月議会に質問をいたしました。つい先般の建設経済常任委員会の所管事務調査の中での話でもございます。これをちょっと見ますと、6月議会的时候、町内の担い手農業者との会を実施するとのことでしたが、いつするかとの質疑があり、執行部より、6月議会の一般質問で担い手農業者の意見を聴取する会を開くと答えたが、まだ開けていない。早々に準備し、12月までに開催できるよう努める。これは担当課長の委員会の答弁であります。これはちょっと委員会としておきまして、まず大事なものは、この本会議場の6月定例会であります。定例会のときに、私は協議会をこしらえて、認定農業者全員じゃなくてもいいんですが、協議会ですから、私に言わせると、72名おる中の20名か、何名か、数少なくなってまいります、町、農協等の中で実際やられておる方の意見を聞かなければいけないので入れたらどうですかと、そういう意見を聞く協議会を持つ、こしらえるお考えはどうですかと執行長にお聞きいたしました。その答弁が、執行長は、提案がありました72名全員でなくても、何人かの認定農業者の方、その関係者の方の先の現場の声を聞くということは非常に重要なことだと思っております。前向きに進めたいと思います。そこで、私は個人的に聞くというのではなくて、正式に協議会を設置しようと、しますということでよろしいですねとお聞きしたところ、はいと、町長、ここでごうお答えになられた。私が重要視しておるのは、6月議会に町長が前向きな答弁をさせていただいて、それからこの9月議会まで、この本会議の場でお答えになられたことが、まだ何の連絡もない、動きがない、これの町長の考え方をまずお聞きしたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

認定農業者等担い手農家の意見聴取会がまだ開かれていないが、どうなっているのかという御質問でございますが、認定農業者の代表に集まっておいただき、農業施策に関する意見聴取を開く予定にはいたしております。今、まだ準備をいたしておる段階で、準備が整っていないようでございますので、早急に準備をし、年内には開催いたしたいと考えておりますので、いましばらく御猶予お願いしたらと思っておりますので、よろしくお願いい

たします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、それを言うのであれば、6月に言ってほしかった。6月にはやりますよと言って、9月に何の動きもないから、再度、お聞きしておるわけです。6月議会に半年以内には、12月までにはやりますと、こうお答えいただくのであれば、町長の熱意も肌で感じるわけです。9月の議会に何の動きもなく、委員会でそう言った。きょう、本会議でそうお聞きしたところ、12月まで待ってくれというのはいかなもなかなか。農業に対する町長の姿勢が私は理解しにくいなと、こう思っております。

それは12月までになるとなれば、今まで6月から担当のものに指示を何回出しましたか。忙しくてできなかったというのであれば、指示は何回出しましたか。早くこれを段取りせよという指示を。食い違ったら困るよ、こっちと。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 6月議会に答弁をさせていただいて、担当者のほうでは準備をしておると私は思っておりますので、別段、指示というのは出しておりません。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 私は6月議会に町長にお聞きしとるんです。町長が指示をしとらん、担当課長がやるだろうと、それはちょっとおかしいんじゃないですか。やっぱり私は最高責任者としてやりますと答えておるんやから、早く何ぞせよと出すのが当然じゃないですか。もしくは、出さんのであれば、担当課長がこういう準備をしておりますからと、事前報告が町長にあってしかるべきじゃないか。それがやる気がないと言われるゆえんであります。そこのところをどうお感じですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

私のほうから指示はいたしておりますませんが、担当課長のほうから、今、準備をいたしておりますので、年内には開催をさせていただきますという報告はいただいております。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、12月までやったら12月までとはっきり言いましたから、それを私は100%信頼します。したがって、4,000ヘクタールあって、耕作放棄地が毎年ふえる。私は6月議会にも、3月にも言いました。これは地球温暖化に直結してくる問題にもなるんです。農業崩壊して農地が荒れる、災害は起きる、いろんなことに波及してくるわけですから、真剣に考えていただきたい。

そこで、一つ内容に入ります。これは担当課長に聞くのではなしに、町長にお伺いするんですが、基本的には農機具の補助金制度、国の国庫補助、県費補助があります。そうなってくると、そこが認めたものに対して町がまたその上、上乘せをして補助金を出す。ここで問題になるのは、今、言われておる面積を毎年ふやしていかなきゃいけない、これは当然だと思います。新しく5ヘクタール、10ヘクタールできましたと。耕作放棄地をま

た引き受けましたと。管理機構からどうだと、受けてくれと言われりゃ、受けなきゃ放棄地になりますから受けます。そういく中で、数字に入っていないのがある。だから、現場とよく話を聞いてくださいというのは、そういう方は受託者、要するに作業受託をやっておるんです。農機具でやる。例えば耕起、代かき、田植え、刈り取り、乾燥、こういう作業だけを請け負っておるわけです。それを拒否したら、その方は農業からもう手が外れてしまう。だから、その作業を頼むわと。あと草刈り、水の管理、施肥とかそういうものは私が農業の楽しみ、健康のためにやるから、ぜひ機械を買っては割が合わんからやってくれと。そういう数字がこの中に一つも入っていない、担当課長の説明の中には。これは当然はめるべきやと。計画書を出します、毎年、こういう計画書を。5ヘクタールなら5ヘクタールずつ、毎年、ふえますよという計画書を出して、それに対して補助金をいただく。だから、実質、作業受託をしとるわけやから、農機具はそれだけ作業受託を20ヘクタールやっておれば、当然、機械はそれだけ償却しよるわけですから、その方の夢をとってしてもいいのか、悪いのか。私できませんといったら、その方はもう仕事が農業から離農してしまうわけです。国はそういう制度、やり方を進めとる。農業をやめて、担い手に任せてくださいと。そういう方向で国はきよるけども、それではまんのう町民の方も、老後の楽しみにこれは私ができるものをやりよるんやというのをほっといていいんですかというところに人生の価値観の問題があるわけです。ただ数字だけを追ったらええもん違う。夢がなかったら、人生、生きられませんわ。やっぱり高齢者になればなつたで、自分の体力に合った夢を考え、これは機械は買っても採算ベースにはとてもじゃないが乗らないし、自分も危ない。機械を使用する能力もないと。ですから、それは危険なことはやらないで、作業受託だけ担い手とかそういう機械を持っておる方に作業を委託するわけです。片っ方は受託するわけです。その面積、カウントは一つも今までの中には入っておらない。私は入れなければ機械は、通常、機械によって違いますが、例えば8年もつところが、それだけ作業時間が長いわけですから、5年でアウトになる、そういう格好になってくる。そこら現場の声等をよく聞いてくださいというのはそこだったんです。

皆さん、恐らく認定農業者の方は、これは土地利用型でやっておられる方ですよ。認定農業者の方でも、例えば施設園芸をやっておるとかで、面積は少なくても高付加価値でやっておられる認定農業者の方は、そういう不耕作地を受託するわけがない。これはやっぱり土地利用型でやりよる認定農業者の意見として聞いていただければ、こういう問題は一番口に出てくる。それは県も国も認めてないから、町も認めません。きょうも午前中からいろいろありました。国、県、そしてそれがやるんだったら町もやりましょうかと。町独自の判断がするときにはしなきゃいけない。ここを私は冒頭に申し上げた。限られた財源の中で、一番有益な使い方をどうするかというのが知恵なんです。これが執行長の任務でないかと。

私は農業の崩壊して済んでから言うたんでは遅い。今、時既にまだ遅いんですが、言わなんだからもっとひどくなる。ぜひ町長、そこまで話を聞こう、農業は大事だ、大事なのは

わかっておいでるんだから、ぜひ実践していただく勇気と決断をいただきたいんですが、まんのう町独自のやっぱり国、県が認めんでもやるというのは、前回、それは今考えておりませんと町長言われました。だけども、受託作業は入ってないんですよ。これは担当課長に後でまた聞きます。それがはめたら、面積相当ふえる。私が言っておりますそういう人に早く離農してもろて、担い手がそれを全部受けたらええんかと。それは国の政策であって、まんのう町住民の方の高齢者の思いをなくするようなやり方では私はいけない、そう思っております。そこらを踏まえて、ちょっと担当課長、どういう方向で、これ、なっておるか、ちょっと説明いただけますか。

○田岡秀俊議長 農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど町長からもお話ありましたし、議員さんのほうからもお話いたしました。基本的には認定農業者と担い手の御意見をお聞きするということは、農政を進めていく上で非常に重要なことであると前回議会でお答えしたところでございますので、これはしなければならぬということでございます。

先ほどから議員さんおっしゃっております農作業受託のお話でしょうか。こちらにつきましては、基本的に耕作面積という部分につきましては、農地の貸し借り、これは農業委員会の台帳のほうに入っております。この面積をもとに、どれだけの耕作面積があるかということは計上されるところでございます。

県の補助金につきましても、基本的には、先ほどおっしゃっておりました土地利用型の農業ですか、こういうのをなさっている方、10ヘクタール、20ヘクタール、耕作なさっていると思います。この面積につきましては耕作台帳、こちらを基準にどれだけしているかというのが出されてくるものでございます。この部分については県の補助金、利用されておるのは県単の補助金が多いと思いますが、こちらのほうで、先ほどおっしゃっておりました10ヘクタールつくっておるのであればこの機械、今後、10ヘクタールふやしてするんなら、この機械が新たに補助の対象となりますよというようなものを判断するのは、結局、耕作面積ということになっております。

ただ、私どもの町の農家台帳のほうは、農作業受委託のほうの面積について記帳されるようになってないシステムを採用しております。これについて明確にできるようになるのであれば、証明できるものがあるのであれば、もしかしたら県のほうの補助の対象になる可能性もあるかもしれません。これについてはちょっと、今、明確にはお答えできませんが、これについては、再度、お聞きして、もしそれも入るということであれば、また考え方も変わってくるんでないかというふうに思いますので、これはもう一度確認させていただきます。

基本的には町の農家台帳の面積によって補助金がもらえるかももらえないか決まるようなところがございます。それを今のところ運用してございます。利用しているのは国の補助金、そして県の補助金、この2種類しか、今のところは、まんのう町のほうでは、町の上

乗せはございますが、利用しているところがございません。今のところ、独自の補助金というのはないところでございます。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、担当課長が言われたのは、大体私が言いよる内容はわかってくれたと思うんやけども、これをお聞きになって、町長さん、どう思いますか。作業受託は今までも対象に入っていないと。しかし、現実にはずっと何十年も前からやっておる方が大半だと思っております。だから現場と、テーブルの上で座っとるその違いはここなんです。だから私は現場へ来てくれと、現場の声を聞いてくれというのはここなんです。現場の声がわからんと、国の指導がこうだ、県の指導がこうだ、まんのう町は考えることないじゃないですか。言われたとおりするんですか。まんのう町に合ったやり方をしなきゃいけない。全部が全部とは言いよりません。しかし、まんのうにはどうしてもこれが必要だというのは、財源の一番有益な使い方、これをなぜ勉強する、研究するという姿勢が見えんのですか。作業受託は今から検討する。検討するだけ一歩前かもわかりませんが、課長、私が言いよる作業受委託わかりますね。実際はそんだけ償却しよるわけですからね、機械が。それを受けて、町長さん、どう思いますか。まんのう町、このまま放っておいたらいかんと思いませんか、どうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 今、川原議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

国、県の施策では今の受託が入っていないというような話ではございますが、実際、まんのう町でどういう状況であるかということをも十分調査をしていきたいと思っております。果たして、何人の方が作業受託をして、何人の人が委託をして、また、どれだけの面積がまんのう町にあって、どういうものを受託しておるか、今の現状をまず調査をしていきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いします。

ただ、その調査がうまくできるかどうかというのは、また検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 だから、町長さん、12月まで待てというんじゃないくて、現場の声を早く聞いてくださいというのはここなんです。一番のことは。実際、やりよる方が数十人おるわけで、数百人もおるかもわかりません。何千人もおらんと思いますが、100人ぐらいはおるかもわかりません。それを早く現場の声を聞かんから、いまだにこういう作業受託の話が、県が出てこんから、国が出てこんからと、こうなる。じゃあまんのうのやり方はどうなんですかと言いよる。まんのう独自で、まんのうの立地条件に合った農業手法があるじゃないですか。それを考えんと、指導してくれただけをテーブルの上で処理するんですか。ここはどうですか、再度。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 再質問にお答えいたします。

そういうことでございますので、まんのう町の現状といいますか、どれだけの人数が受託をしているのか、何平米しておるのか、どういう機械を使って受託をしているのか、実情を調査していきたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 そうなってきますと、町長さん、さっき言う認定農業者との協議会とかいろんな意見交換会、そういうのが12月では遅いんじゃないですか、どんなんですかね。それはもう人数はわかるとるんですから、名前が、ですからその方の意見を聞いて、実はまんのう町も作業受託は入ってなかったと。自分の農業委員会を通じて、きちんと利用権設定をしたものだけの面積しか出てないんやと。今のところはそうですね。けども、現実にはこういうものやっておるんだというのが、そういう協議会をつくって、実際、やっておる方と話を交換すれば出てくるんです。ですから、それを12月までに言えば、また私が言いよるその機械のまんのう町の判断は来年のいつかになるわけです、それから後でなかったらいかんわけですから。それをもう少し早く協議会を開いて、認定農業者の意見も聞くというのを早くすることが先じゃないですかね。先してから、そういう作業受託、実はどこまであるのか調べていくと。順番が逆になったら、これ、また1年先、2年先となっていくんですが、どんなんでしょう。そのうちに高齢化になっていって、ずんずん、今、やられておる方も離農する、耕作放棄地ができる、こうなっていくんですが、それをじっと見過ごしますか、どんなんですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

實際上、まんのう町ではどういう方たちが受託作業をしているのかと。ほとんど認定農業者の方ばかりですか。

○川原茂行議員 が多いと思います。

○栗田町長 聞いておりますのには、認定農業者ばかりではないということでございますので、そしたら、認定農業者以外の方で受託をしている方というのは、なかなか人数の把握とかをしにくいんじゃないかなと思いますので、その辺、十分調査をして、12月より早くなるとは思いますが、まず調査をして、その方たちにも声をかけていきたいなと思っております。

だから、実際にまんのう町でどういう方たちが受託をしているか、また、どの程度、何人の方が委託をしているか、また、どういう平米数があるのか、どういう形でしておるか等々を調査していきたいなと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、町長さん、この件については前向きでやるということでございますから、課長、しっかりできるだけ早い時期に、できるだけいうたらいいかん。課長、どれぐらいの時期にできますか。

○田岡秀俊議長 農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

基本的に課題であります遊休農地の増加防止につきましては、農家の保全のためには、先ほどおっしゃいました処遇零細農家が離農することにより発生することでございます。担い手農家に集積していくためにぜひ必要なことでございます。このことから、調査の前に、まず最初に、議員さんおっしゃってございました土地利用型農家、この中でも代表的な農家の方に先にお集まりいただきまして、意見をお聞きする会、これをまず最初に始めたいかがかなというふうには私の課のほうでは考えてございます。その後、その意見を聞いた後に調査も進めていくような形、こういう形をさせていただいたらいかがかなとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これにつきましては、まず最初の会につきましては、10月内には1回目の会、遅くともということでお答えさせていただけたらと思います。土地利用型農業を展開する一定以上の耕作面積を持つ農家の方、この代表者の方だけの会を一度開いてから、進めていったらいかがかと思っております。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、課長はああいう発想、スケジュールをお持ちなんです、そういう認識で、私、聞いてよろしいですね。はい、わかりました。それじゃあそういうことでお願いいたします。

時間が少なくなるけん、ちょっと簡単明瞭に言います。

まず、まんのう町の農業、この間、ある人の幹部の4名の方と、町長さん、お会いしました。すごくいい荷物を手土産いただきました。というのは、まんのう町さん、ジビエどうですかと。これは施設だけじゃなくて、レストラン、宿泊施設を含めた、数十億になるかもわかりませんが、まんのう町さん、金要らんよと。全部こちらでいけますよというお話が一点。もう時間がないきん、そこまでしか言いません。

もう一点は、まんのう町の特産品に対しては最善の財源を考えますよと。この二点、よくお考えいただきたいと。

きょう、なぜ言うかという、全課長おいでますから、町長さん、副町長さん、三役さんおる中、全課長おいでるわけ。議員の方も全員おる。この二つは最高幹部の方から手土産にいただいて帰っておりますので、このまま放っておく手はないと申し上げて、1問目の質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

川原茂行君。

○川原茂行議員 自主防災組織、きのうから同僚何名の方がいろいろこれについて質問いたしました。人間は命あつての物種でありますから、まず命は自分が守っていくと。きょうも早朝、3時8分ごろ、北海道で大変な地震が起きております。この中で、やっぱり我々も行政に対してお願いするばかりでもいかん。我々も勉強し、努力をせないかん。

現場へも行かないかん。これは自主防災組織ですから、震災あり、集中豪雨あり、何が起きるかわかりません。そのときに消防団だけではない。集中豪雨というのは自治会組織の役員さんも絡んできます。水利組合の役員も絡んできます。いろんな組織が相まって、地域の要するにきちんとした輪ができてなかったら、なかなか災害は、自主防災組織としての災害を抑止することは難しいだろうと、私はそういう認識を持っている人でございます。

ここで、総務課長さん、これはあなたの前の方なんです。きのうの答弁の中で町長さんは、最高限度40万円まで3分の2は出しますよということは、地元が60万円、町が40万円、最高の場合ね、60万円の機器材は購入できますよと、こういう内容だと思います。私もそれは利用しております。60万円の機器材は購入いたしております。この上、コミュニティ助成、自主防災の機器材、宝くじですね、これがたまたま申請が出てきたんですが、8地区しか出てない。これ、どういうまんのう町への広報をやられておるんですか。たまたまこの八つの中で、春日、私の生まれ故郷が四つ入っとる。春日が2分の1入っとる。一つは昨年買いました。ことしが2番目、四条大橋の自主防災会、31年は、今度、春日上の自主防災会、その次、春日下、中がその次、32年です。2年で春日4地区全部入った。これ、200万円なんですね。相当な機器材買えると思うんですが、当然、訓練はやらないけませんが、なぜこういうものに、危機感を持っておるんだったら手を挙げないのかなと、私はそこが何ぼにも理解しにくいんです。どうお考えになりますか。これ、総務課長、どうですか。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

自主防災の組織については、平成24年から要綱を定めて、ただいま御質問にありましたコミュニティ助成、これについては、おっしゃるとおり、29年からですか、そのときに申請いただいて、今、おっしゃったように8団体出ております。前任の課長のときでこれをしたわけなんでございますが、確かに防災、地震が起きたとき、先ほど申しましたように、命の危険を感じる場合、そういった意味では、地元の自助、共助、自主防災が非常に大事だと認識しております。

今現在、町全域でそれが浸透しているかという、川原議員さんおっしゃったように、十分に皆さんが危機感を抱いてないというのも事実であります。きょうも北海道で地震がありましたし、先般も、これまでも各地で地震が起きております。それを見たときに、地域の方は危険を感じるわけなんです、やはり自分のところで地震が起きてないということで、日がたてば、それが薄らいでいく、そういった意識感覚がまだ残っているのも認識しております。そういった意味で、地域の方々がいつ起きてもおかしくないという認識を持っていただくために、それは地域の方々が、今現在、ハザードマップ等もつくっておりますが、そういった意味で、今、防災士もうち雇っております、アドバイザーを、それで啓発に行っているわけなんです、それもまだ十分ではないとは認識しております。そういった意味で、地域の方々が出前講座等も受けていただくとともに、この間も宮田の

ほうで防災訓練していただきました。これが全町的にやっていただけるような、そういった仕組みづくりというのをしたいと思っておりますので、それとあわせてこのコミュニティですね、こういうのもあるということで、町の財政でなくて、ほかから財政をいただけるということもありますんで、それも進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 この自主防災というのは、やっぱり字のごとく自分で守っていかないかん。いろんな公益の消防団、自衛隊、自衛隊にお願いするときには最終段階で、きょうの北海道のああいふ形になれば、これは自衛隊にお願いせな、あんだけやられたらいたし方ないかな。

しかし、我々、いろんな地震体験して、崩壊した家屋も見ております。やっぱり近所なんですよ、一番は。近所であれば、30秒、1分もかからんうちに助けに行ける。一人でいかなんだら、そこら辺を呼んできたって1分か2分。それが南部消防さんにお願いするというたら、5分、7分かかる。ですから、やっぱり自治会組織をどうお考えになつとるのか、自主防災に関して。自治会がきちんとしておかなければ、自分のところの自治会が、今、皆さん方はいろんな最近の雨があって、誰がどの部屋で一人おる、この奥さんがどの部屋でおるやの言い出したら問題になるかもわかりません。しかし、自治体はかまんですよ、自治会がやるのは。我々、春日85戸は、どなたがどの部屋でおるといのはわかってますよ。そやから、きょうの北海道みたいにやられたって、うち、何百人というのは、すぐ数字、顔見てしたら、10人しか出とらなんだら、その残りが全部やられとるなという数字が、何分もせんでもわかるんです、自治会がきちんとしておれば。ですから、私はこの自主防災というのは、基本的には自治会組織で、自治会がきちんとしてないんであれば、できるようにする方法あるんです。これはきのうも答弁になられたが、1回やるたびに2万円そこそこ要りますよと、訓練をすれば。もう少し数を、とにかく機械だけでも相当ありますから、やっぱり全員の方がよう使いません、高齢者の80、90の方がおいでますから。それは特定の五、六人かもわかりませんが、そういう避難訓練もやっぱりしとかんと間に合わない。そのために、その見直しをかければ、自治会組織はおのずとしっかりしてくるもんでないかなと、私はそういう認識を持っておるんですが、町長さん、どうですか。自治会のそういう訓練をした場合に、何ぼかは出しましょうと。せんところへは出さんのやから、それは仕方ないです。しかし、自分の命を守るんですから、やっぱり訓練もせないかん。しかし、自治会組織を強固なものにするためには、やっぱりお互いの信頼関係も要ります、これは。それは幸せなのは、人間、社会人でずっと一生暮らしたらええがと。自分が幸せでも人に迷惑かけたり、それも自分は幸せだと思うような人間がようけできたんでは困る。お互いの信頼関係に成り立つ自治会組織、この考えはどうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

よく大きな震災が起きた現場から話を聞きますと、やはり一番信頼できる、一番助かったのは、隣近所から助けが来たということでもありますので、常日ごろから、やはり五人組と申しますか、その地域の人とのきずなというのが非常に大事だと思います。その大もとになるのはやはり自治会であると思いますので、自治会で常日ごろから信頼関係をつくり、また、そのためにも防災訓練等々を行っておくことが非常に重要なことであると思いますので、今後、十分検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原議員、残り 9 秒です、発言時間。いいですか。

○川原茂行議員 そしたらちょっと一言だけ。

自治会組織をきちんとしたものにしていただくことをお願いしておきます。この方法は、防災訓練をやることに誠意ある態度を執行町が見せていただければうまくいくのではないかなと、こう思っておりますから、これは 1 2 月の議会でなくて、あすから、きょうからぜひお願いして、私の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、15 番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9 月 20 日、午前 9 時 30 分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2 時 14 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 9 月 6 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員